平成２１年（フ）第５２３号
愛知県岡崎市宇頭町字向山２番地２
破産者　有限会社サークルエイト
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
徳島市沖浜１丁目９番地２、商業登記簿上の本店所在地徳島市佐古一番町８番９号
破産者　株式会社ジョイメイト・システムソリューションズ
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第６４６号
佐賀市末広２丁目７番25号
破産者　株式会社エクセルホーム
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８６１号
福岡市東区松島４丁目６番30号
破産者　株式会社タス・フクオカ
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０号
熊本県天草市楠浦町3350番地
破産者　有限会社御所運輸
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１７９０号
福岡県大牟田市大字草木457番地８
破産者　矢納　康行
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１５号
福岡県朝倉市杷木星丸437番地２
破産者　熊谷　俊幸
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２号
熊本県天草市今釜町８番10号
破産者　原　志都子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第２３５号
三重県松阪市甚目町572番地
破産者　奥田　勉
1　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
2　一般調査期日　平成22年５月13日午後１時30分
平成22年２月22日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
三重県四日市市万古町２番25号―404号
破産者　稲葉　信之
1　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
2　一般調査期日　平成22年６月３日午後１時30分
平成22年２月22日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９４０号
大阪府泉大津市式内町３番15号
破産者　和光繊維工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
2　一般調査期日　平成22年６月１日午後２時
平成22年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４１号
大阪市都島区片町２丁目２番40号
破産者　ユニオン工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
2　一般調査期日　平成22年５月24日午後４時
平成22年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８６９号
京都府城陽市寺田宮ノ谷41番地の115
破産者　松尾　修
1　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
2　一般調査期日　平成22年５月11日午後２時30分
平成22年２月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第２１９２号
福岡市早良区野芥７丁目32番７号
破産者　永田　弘治
1　破産債権の届出期間　平成22年３月18日まで
2　一般調査期間　平成22年３月29日から平成22年４月２日まで
平成22年２月18日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１４４０号
熊本県熊本市城山半田３丁目４番37号
破産者　佐方　龍一
異議申述期間　平成22年４月17日まで
平成22年２月22日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３３５３号
福岡県古賀市青柳町140番地35
破産者　野田組有限会社
異議申述期間　平成22年４月19日まで
平成22年２月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１００号
秋田県横手市雄物川町今宿字出向155番地４
破産者　内桶　講二
異議申述期間　平成22年４月23日まで
平成22年２月22日　秋田地方裁判所横手支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１２５号
熊本県荒尾市桜山町４丁目15番27号４桜山団地1224号
破産者　道脇　廣美
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１号
兵庫県宝塚市新明和町１番１号
清算株式会社　溶融技術株式会社
代表清算人　菅野　俊
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部